（経済産業省設置法の一部改正）

第十三条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、経済産業省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　経済産業省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に定めるもののほか、経済産業省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第十条第一項中「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十四条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、国土交通省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第二十八条第一項中「第四条第九号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同項第五号中「第四条第五十六号」を「第四条第一項第五十六号」に改める。

第三十三条第一項第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同項第五号中「第四条第五十六号」を「第四条第一項第五十六号」に改める。

第三十五条第一項中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に改める。

第三十八条第一項中「第四条第百四号」を「第四条第一項第百四号」に改める。

第四十条第一項中「第四条第百十号」を「第四条第一項第百十号」に改める。

第四十四条中「第四条第二十一号」を「第四条第一項第二十一号」に改める。

第四十七条中「第四条第十六号」を「第四条第一項第十六号」に改める。

第四十九条第一項中「第四条第百二十号」を「第四条第一項第百二十号」に改める。

附則第二条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条第二項中「第三条の」を「第三条第一項の」に、「第四条各号」を「第四条第一項各号」に改める。

（環境省設置法の一部改正）

第十五条　環境省設置法（平成十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項に定めるもののほか、環境省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　環境省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、環境省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第八条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第四号中「第四条第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、同条第五号中「第四条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第二十八条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に改め、同項第二号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第三十七条中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に、「第八条第六号」を「第八条第一項第六号」に改める。

第四十一条中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。

附則第二項中「第四条各号に掲げる」を「第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する」に改める。

附則第四項中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十七条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣官房長官

二　国家公安委員会委員長

三　国土交通大臣

四　前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者

第十五条第五項中「内閣府において」を「内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て」に改め、同項ただし書中「内閣府」を「内閣府本府」に改める。

第二十二条第二項中「の各号」を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。

第十二条第二項中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）

第十六条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「防衛省は、前項に規定する任務のほか」を「前項に定めるもののほか、防衛省は」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4　防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条第二十四号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第二十五号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第八条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第四号中「第四条第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、同条第五号中「第四条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第二十八条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に改め、同項第二号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第三十七条中「第四条第五号」を「第四条第一項第五号」に、「第八条第六号」を「第八条第一項第六号」に改める。

第四十一条中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に改める。

附則第二項中「第四条各号に掲げる」を「第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する」に改める。

附則第四項中「第四条第二十四号」を「第四条第一項第二十四号」に、「同条第二十五号」を「同項第二十五号」に改める。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十七条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　内閣官房長官

二　国家公安委員会委員長

三　国土交通大臣

四　前二号に掲げる者のほか、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者

第十五条第五項中「内閣府において」を「内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て」に改め、同項ただし書中「内閣府」を「内閣府本府」に改める。

第二十二条第二項中「の各号」を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国家公安委員会及び国土交通大臣は、中央交通安全対策会議が第一項の規定により交通安全基本計画を作成するに当たり、前項各号に掲げる事項のうちそれぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出しなければならない。